

5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は本年5月8日付けで、5類感染症に移行することになることを踏まえ、文部科学省初等中等教育局長から、新型コロナウイルス感染症対策の見直しの通知がありました。つきましては下記の通り、生徒・保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1) 5月8日～新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準

(発症日※①・検体採取日※②を0日目として)

①発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

②無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで

※“症状が軽快”とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にあることを指します

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用するなど、周りの方へ感染させないよう配慮をお願いします。

2) 濃厚接触者の取り扱い

5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。

3) 家族が新型コロナウイルスに感染した場合

登校することは可能である。ただし、新型コロナに感染した方の発症日を0日目として特に5日間は体調に注意すること。7日目までは発症する可能性があります。

4) 医療機関・保健所からの証明書等の取得について

本校の「新型コロナウイルス感染症回復届」の提出を持って、出席停止とします。

医療機関や保健所が発行する陰性証明や診断書等は必要ありません。

	状態	対応	備考(期間等)
生徒本人	① 陽性(有症状の場合)	出席停止	(発症日を0日目として)発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨
	陽性(無症状の場合)	出席停止	(検体採取日を0日目として)検体採取した日から5日を経過するまで
	④ 発熱や風邪症状あり (のどの痛みや咳等)	病欠	軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限しないが発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で療養してください。 ※コロナ陽性と判明した場合には 遑って出席停止となります ⇒『生徒本人①』
	⑤ ワクチン接種	出席停止	
	⑥ ワクチン接種後の副反応	出席停止	最大3日間まで。症状消失後、登校可

生徒本人の感染が判明した場合は、すみやかに学園までご連絡ください。